

第3回 守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会議事要録

| | |
|-------|--|
| 開催日時 | 平成25年10月4日(金) 午後6時30分～午後8時40分 |
| 開催場所 | 守口市立教育文化会館 4階 第2会議室 |
| 出席者 | 直田 春夫委員(会長)、田中 優委員(副会長)、森岡 英委員、 小川 勝委員、藤岡 祐香委員、今西 正史委員、木村 真也委員、 大麻 淑子委員、辻 美子委員 以上9名(欠席:荒川 俊雄委員) 【事務局】 (市民生活部) 部長 神野 浩一(市民生活課) 課長 西口 昭彦、 課長代理 松岡 保和、自治振興係長 久保 育子、主査 菅原 なつみ、 事務職員 大路 浩文 (株関西総合研究所) 代表取締役 池田 恭和、主幹研究員 井出 光 |
| 公開の可否 | 可 |
| 傍聴人 | 3名 |
| 次 第 | 1 開会 2 議事 議題1 第2回懇話会の会議録について 議題2 団体ヒアリングについて 議題3 地域コミュニティ拠点施設の基本目標(たたき台)について 議題4 地域コミュニティ拠点施設の管理運営について 3 その他 4 閉会 |
| 配付資料 | 第3回 守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会 次第 【資料1】第2回検討懇話会 議事要録 【資料2】第2回検討懇話会 意見の概要 【資料3】団体ヒアリング 結果の概要 【資料4】第3回懇話会での検討内容について 【資料5】地域コミュニティ拠点施設整備の基本目標(たたき台) 【参考資料】施設概要及び管理運営の事例 (事前配布資料) 【参考資料】管理運営・市民活動等の事例 【参考資料】市内集会所の状況 |

1. 開会

会長から、第3回守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会の開会が宣言された。

守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会設置条例第5条2項に基づき、出席委員数の確認が行われ、委員10名に対し、9名の出席があることで、会が成立している旨の報告があった。

2. 議事

議題1 第2回懇話会の会議録について

第2回の会議録の内容が確認され、この内容をもって公開の対象とする旨承認された。

議題2 団体ヒアリングについて

会長から、事務局に対して、団体ヒアリングについて説明が求められ、資料に従ってヒアリング結果の報告がなされた。

質問・意見交換が以下のようにあった。

委員：資料の中で「新施設の管理運営を透明化するためには、運営委員長の任期制の導入も必要」という意見があるが、公民館地区運営委員会は公民館を管理しているわけではなく、誤解があるように思う。どのような経緯でこの意見が出されたか。

事務局：ここでの「運営委員長」は公民館の地区運営委員長を指したのではなく、新施設の運営に地域の方が委員会を組織してかかわる場合は、組織の長に任期を設けることも必要では、という趣旨のご意見である。誤解を与える表現で申し訳ない。

委員：運営については、市民と行政が協力して管理運営を行うのか、指定管理者に任せるのか。前回は質問したが、現時点で事務局の考えがあれば教えてもらいたい。

会長：運営については、重要な議題であり、資料もあるようなので、議題4で議論したい。

副会長：懇話会の議論と団体ヒアリングでの意見には、あまりずれがないという印象を持った。実際に活動している人も、気軽に立ち寄れ、利用できることや情報提供を重視しており、運営に携わるスタッフの研修の必要性や、民主的な運営のために任期制を導入したり、住民でチェックしながら運営をおこなうべきだという意見が出されている。人口減の問題についてはこの懇話会でも指摘してきたが、ボランティア連絡協議会からも人口が減少する中で中学校区ごとのまとまりが重要であるとの指摘がある。これは施設配置の問題とも関連するが、小学校区やさらに小さいレベルにこだわらず、中学校区程度のまとまりでとらえるのが今後地域コミュニティ拠点施設を考える上では適切なのではないか。

会長：各団体から貴重なご意見をいただいたので、今後の議論に活用していただきたい。地域に密着して活動する団体として、地域に根ざすことは大切だが、一方ではそれだけではいけないという視点も持っておられるようだ。これらの意見を今後施設の検討の中でどのように受け止めるかが課題だと思われる。

議題3 地域コミュニティ拠点施設整備の基本目標について

会長から、事務局に対して、資料5「地域コミュニティ拠点施設の基本目標（たたき台）について（案）」及び参考資料「施設概要及び管理運営の事例」「管理運営・市民活動等の事例」の説明が求められ、事務局から資料に従って説明がなされた。

質問・意見交換が以下のようにあった。

会長：資料5はこれまでの懇話会の意見を受けて、事務局が作成したものである。最初に地域コミュニティ拠点施設を広域レベル、すなわち中学校区から全市の間で考えるとしており、これに対応して後半に3・5・7館の配置方針案が出されている。施設の配置については、近隣レベルで、というご意見もあるが、近隣レベルについてはまた別の視点で補完することとし、地域コミュニティ拠点施設については広域レベルで考えるということでしょうか。

委員：3・5・7館の案で考えるとすれば、当然7館より3館の方が1館あたりの規模は大きくなる。この懇話会で検討された機能が盛り込まれた充実した施設になれば市民は喜ぶが、財政的な問題もある。中学校区ごとに施設があればいけばよいが、2040年には人口

が11万5千人まで減るというデータもある。これらのことを踏まえて考えると、3館の整備が目標となるのではないか。具体的にどこに施設を配置するのがよいかについては難しい問題だが、今後人口が減る地域はどこか、若者が集まる地域はどこか、といった事を考慮して検討してほしい。また、10館1分室の公民館については、建設年次はさまざまであるが、施設を利用できるものについては3館の拠点施設の補佐的施設として地域での活用を図ればよいと考える。

施設の建設については、10年15年かけて整備するのではなく、5年以内に整備するくらいのスピードアップが必要ではないかと思う。

会 長：今回の資料では施設の機能をベーシックなものとおプションに分けて整理しているが、もちろんここに提示されているもの以外の機能を提案していただいても差し支えない。施設の配置については、提示されている3・5・7館の案はあくまで検討用の例で、必ずこの3つのどれかに決めなくてはならないということではない。また、利用圏の目安として各エリアに半径1kmの円が描かれているが、この円の中心点が新施設の建設場所として想定されているわけではない。

この案件については、委員全員にご意見を伺いたいと思う。

委 員：中学校区から全市の間ということであれば、5館くらいが適当と思う。3館体制で、現在の公民館施設を活用するというだけでもよいと思うが、まだ考えはまとまっていない。

会 長：仮に5館整備するとして、全く同じ機能・同じ規模の施設を5館作る必要はなく、大きな施設をいくつか作って、その他に補佐的な小さな施設を配置するという考え方もあるし、今のご意見のように、3館整備して終わり、ではなく、新施設と既存の施設とをネットワークで繋ぐという考え方もある。

委 員：少し範囲は広いが、3館程度が適当ではないかと思う。3館の地域コミュニティ拠点施設を核として、現在の公民館施設や106カ所ある集会所等とネットワークで繋ぎ、互いに情報を発信できるようになればよい。また、参考事例に挙げられている多摩市の考え方は本市にも合うと思われる。アンケートやヒアリングのご意見にもあったような市民の方々が気軽に出会い、交流できる、といった機能や、多摩市の考え方を踏まえると、3館程度がよいのではないか。

委 員：理想としては、7館体制がよいと思う。現在各地域で地区福祉活動が活発に行われ、地区委員を中心につながりができているが、施設が極端に少なくなると、長い時間をかけて培ってきたつながりが崩れてしまうように思う。ただし、市の予算が許さないのであれば、学校の余裕教室や、現公民館の中で耐震性能のある施設について積極的な活用を図った上で、5館もやむを得ないと考える。

委 員：地域コミュニティ拠点施設は、身近にあることがいちばんだと思うので、資料5の中では数の多い7館に賛成する。広域レベルでの整備が提案されているが、中学校区に1つは欲しいという気持ちが強い。

公民館の体育施設がなくなった場合に現在施設を利用している人の活動場所を保証できるかどうかも問題で、新施設すべてに体育施設が整備され、小中学校の体育館やグラウンドの活用を図ったとしても、カバーできるかは疑問である。

委 員：地図を見る限り5館が良いように思う。何に対してコミュニティを発信するのかと考えると、あまり大きすぎると集まりにくいと思う。

委 員：地域のコミュニティを密にしていく点から考えると施設は多い方がよいが、市の財政状況を考慮して、できる限り数を絞るとするならば、5館くらいがよいのではと考える。

仮に 5 館となった場合、施設がどのような内容になるのか、体育施設を付帯させるかがこれからの検討課題となる。資料 5 に必要と想定する機能例が挙げられているが、これらをできるだけ取り入れ、また、体育施設については要望も出ているので、併設された施設になることが望ましい。

先ほど施設数が地域の福祉活動に影響するのではという意見があったが、地区福祉活動はあくまで小学校区単位であり、施設の問題とは切り離して考える必要があると思う。

委員：活動の拠点となる施設が減ることで、つながりが弱まるのではという危惧がある。

委員：地域コミュニティ拠点施設が 3 館になったからといって、地区福祉活動の拠点が 3 か所になるというものでもないし、してはいけないと思う。

副会長：3・5・7 館の案は、広域レベルで施設を考える上で参考として出された案で、このどれかに決めなくてはならないというものでもないが、今の意見では 3 館案がよいが 2 人、5 館案がよいが 3 人、7 館案がよいが 2 人と分かれている。

委員：3 館だろうと 5 館だろうと、現在ある公民館の施設は活用すべきと考える。公民館は無料だが、地域コミュニティ拠点施設は有料が基本になると考えられ、いちばん市民の疑問や反対意見が出るのはその部分である。新施設の近隣の地域は良いが、エリアの端の地域は不便になるので、どこかに今までどおり当面は無料で使えるような場所を確保することも考えなければいけないと思う。

副会長：近隣レベルをどう考えるかというご指摘だと思うが、地域コミュニティ拠点施設は広域レベルとはいえ、近隣レベルの施設とうまく組み合わせて市全体として運営していく必要があると私も思う。

懇話会として一定の方向を出すとすれば、もう少し突っ込んだ資料が必要となる。1 点は全部新設かということで、3・5・7 館を全部新設で整備した場合の投資額は大きな判断材料になる。1 館は新設で残りの 2~4 館を既存施設のリニューアルで対応する場合など、色々な対応が考えられるが、おおよその目安として投資的な経費がいくらになるかを考えておかないと、絵に描いた餅になる恐れがある。投資額については、運動施設をつけるかどうかなど、機能面にもかかわってくるが、仮に資料 5 に挙げられている共通機能を持たせるとして、全部新設の場合と、門真市民プラザのように既存施設をリニューアルした場合にかかる経費を出してもらったほうが、各委員が合理的に判断できると思う。

2 点目は、先ほど指摘があったように守口市の人口が将来約 11 万 5 千人になる可能性があるため、各エリアの人口が将来どうなるのか、エリア別の人口推計の資料も出してもらえるとイメージが膨らむと思う。

会長：今副会長から投資額とエリア別の将来人口に関する資料提供の提案があった。事務局はどのように考えるか。

事務局：投資額については、規模別に 1 館あたりのコストを出す形で対応したい。体育施設を入れる場合と入れない場合など、施設の中身によって㎡あたりの単価が変わるので、大まかな数字になるかとは思いますが、資料を作成し次回お示しする。

将来人口についても、エリア別となると難しいかもしれないが、できる限り対応したい。

会長：コストについては、実際の建設の際にはエリア内の人口や建設用地の敷地面積によって施設規模が変わってくるが、その辺りは無視して大まかな数字を参考資料として出させていただく。エリア別の人口についても、できる範囲で出していれば参考になる。

委員：新施設は 3 館に絞り、浮いた予算を既存施設のリニューアルや耐震化に回すことは可能か。もし可能なら、副会長が第 1 回で指摘されたように、拠点となる施設をいくつか

整備し、既存の施設とネットワークを組むという考え方も良いと思うし、今の公民館の役割が大きいことを考えると、利用できる施設については耐震化するなどして活用できれば良いと思う。

事務局：行政の予算の執行方法からすると、単年度で予算を配分するので、補修は補修の予算として確保することは不可能ではないが、浮いた部分を回すというのは難しい。計画の中に施設数を書き込むことはできるが、その時点で金銭的な担保がされるものではなく、年度ごとに予算化していくことになるため、全館分の予算を前もって確保しておくといったことはできないことをご理解いただきたい。

現公民館については教育委員会から社会教育関係施設更新の基本方針が出ているので、こちらは新しい施設を作るという立場である。既存施設をリニューアルして新しい地域コミュニティ拠点施設にすることも考えられるが、公民館の廃止については、こちらの計画内容を見定めた上で、教育委員会が判断することとなる。

会 長：既存施設を使うのが良いとも限らず、施設の老朽化の度合いによっては新築より費用がかかることもある。これらの検討は、用地を定めて具体的に施設の整備を進める段階では必要になってくるが、現時点では既存施設を使うべきとは言い切れない。既存施設を利用することを前提とするのではなく、そういう考え方もあるという形で答申に盛り込むことは可能と考える。

また、これまでの議論の中で各委員が指摘されているように、地域コミュニティ拠点施設は、関連施設とのネットワークの中で考えていく必要がある。市内の集会所の状況が参考資料として出されているが、機能によってはこれを利用することも考えられる。また、利用にあたって難しい問題はあるが、学校の余裕教室と新施設とのネットワークも考えられる。新施設の規模には幅があると考えられるが、関連施設等のネットワークの中で拠点的な機能を発揮できればよいと思う。

各委員の意見から、地域コミュニティ拠点施設の配置は広域レベルでという意見が多数だったように思う。近隣レベルで配置すべきという意見もあるが、これについては地域コミュニティ拠点施設とは別の形で上手く対応できる方法を考えるべきではないかと思う。団体ヒアリングで商店街の空き店舗を活用してはという意見があったが、地域の団体や商店街が連携して拠点づくりに取り組むことも考えられる。

広域レベルでの施設配置についてはご承認いただいたと見え、これを前提として以降の検討を進めたい。

機能については、共通とオプションに分けて提案されているが、将来必要になると考えられるものも含めて、活動の現場から必要な機能の提案をいただければと思う。すべての機能を入れると巨大な施設になってしまうので、それぞれの地域で施設を整備する際には、機能の中から住民の方が何を盛り込むかを選択することになると思う。施設の配置については、補足されるデータも参考にしながら、できれば次回にある程度の方針を固めたい。

副会長：施設の配置案と公共施設や集会所の分布図を重ねられないか。エリア内に集会所がどれだけあるか等のイメージができると、連携の考え方も想定できるし、このエリア内には施設が少ないといった問題も明らかになる。

事務局：事務局でも既存施設の図と施設配置案を重ねた方がわかりやすいという意見はあったが、エリア図の半径 1km 圏の中心に新施設が立地するように誤解される懸念があり、資料 5 のような形式となった。その点をご理解いただいた上で、ご要請の資料を作成したい。

会 長：地域コミュニティ拠点施設に当たっては何らかのエリアを設定することになるが、

できた上ではエリア外の施設を利用してはいけないということはなく、むしろ自由に行き来する方が活動は活性化すると思う。

公共施設の図を重ねた配置案については、事務局に作成をお願いすることとし、次回その資料も参考にしながら、方針を固めていきたい。

議題 4 地域コミュニティ拠点施設整備の管理運営について

会長から、事務局に対して、資料 5「地域コミュニティ拠点施設整備の基本目標（たたき台）」の管理運営部分の説明が求められ、事務局から資料に従って説明がなされた。

質問・意見交換が以下のようにあった。

会長：「公の施設」とは市民みんなが使う施設という意味で、図書館や市民会館が該当し、一般市民が利用しない消防署などは含まない。地域コミュニティ拠点施設は当然「公の施設」となる。公の施設の管理運営は、直営か指定管理者となることが法で定められている。

私も、箕面市の市立市民活動センターの指定管理者を受けている NPO の代表をしていたが、新しい施設ができる際に市民が立ち上げた NPO であり、そういう意味では住民団体と NPO の区分には、あまり差はないかと思う。近年は住民が公の施設の管理運営に多く関わっており、先ほどの資料にある事例にみるように組織形態も多様だ。今日は予備的検討ということで概要の資料が出されているだけだが、委員各位の今日の意見を踏まえて、次回には考え方の整理がもう少しできると思う。

委員：地域や住民団体による運営はどうてい無理ではないかと思うので、指定管理者に委ねるのがよいと思う。地域の人が管理運営を行っているから地域の人が集まりやすいというのではなく、管理運営と利用のしやすさは別問題だと思う。地域や NPO で運営を行っていくと、難しい問題も出てくるのではないか。公民館の過去の経緯を見ていると、事業運営だけならまだしも、新設の施設を地域で管理するのは非常に難しいと思う。

会長：管理と運営はハードとソフトの両方があり、それぞれどうするかを考える必要があるというご指摘である。

委員：私も指定管理者に管理を委ねるのが良いと思う。外郭団体が主導し、NPO と住民団体が協力して運営を行うことができればよいのではないか。

委員：前回、コミュニティ施設は住民が中心になって運営する必要があるとの指摘があった。同様の主旨から多摩市と同様にボランティアや有志を募り、協力を得ながら住民が中心となって運営していく必要があると思う。施設の機能も大事だが、守口市民の中から地域活動に参加する人を発掘していくことも重要と考える。

委員：直営で管理を行い、運営に住民が参画していくのが理想だが、指定管理者に委ねる場合には、市民活動に関する助言・指導が行える専門家があり、なおかつ市民の自発的な活動の意思を尊重し、市民が幅広い活動ができる体制を組む必要があると考える。

委員：あくまで市が責任を持つ直営でお願いしたい。運営については、市民が参画し、意見を出し合いながら決定していく方法が良いと思う。管理運営にはしっかりと研修を受けた職員を配置すべきと思う。

委員：施設の管理は指定管理者がよいと思う。その中の部門によって、市がかかわったり、地域の人がかかわったりしながら、コミュニティ施設を運営する体制ができるとよい。

委員：施設の管理と運営を区別すべきだ。施設管理については指定管理者制度を導入する方がよいと思う。指定に当たっては、複数の応募の中から選考することになると思うが、

選考の際にはしっかりと判断し、管理者を選んでもらいたい。運営面には必ず地域住民が関わっていくことが必要で、何もかも指定管理者に任せるのは良くない。

副会長：地域コミュニティ拠点施設を作るのが目的ではなく、施設に付加された機能を手段として、住民自治や市民主導のまちづくりを進めるのが目的だ。だからこそ、運営面については、単に参加するだけでなく、今以上に多くの住民が、企画し、実施し、評価し、改善するというサイクルにかかわることが重要である。各委員からも、運営への市民参画が必要だというご意見があったと思う。

管理面と運営面を分けるというご意見も多くあったが、全国の状況を見ると、管理運営を地域団体で一体的に行っていると、管理費用などの面でしんどくなっているところが多く、分離して運営面に特化する傾向が一般的になってきているように思う。門真の市民プラザの例でも、ソフト面は地域のまちづくりを行っている NPO が担い、施設管理はスポーツ施設の管理を専門とする企業が行っている。ハードとソフトを分ける方が効率的なのかもしれないと各市の事例を見ていて思う。重要なのは、施設の運営に携わる中で、まちづくりにかかわる人材を育てていくことだ。

税金を使わないで施設の整備やリニューアルを行う方法として PFI 方式（プライベート・ファイナンシャル・イニシアティブ）があり、従来は病院や学校などの大型施設に導入されていた手法だが、最近ではローカル PFI といって、小規模の公共施設で適用する例も見受けられる。例えば地域の企業や団体を募り、整備費は施設管理を行う中で回収し、ソフト面の企画などは地域住民主体とする。企画運営だけでも最初から地域住民のみでやるのは難しいと思うので、立ち上げの際には運営委員会方式で大学、NPO 等にかかわってもらい、徐々に住民主体にしていくという方法が上手くいくのかなと思う。また、次回以降に議論を膨らませたい。

会長：最近ハードとソフト、それぞれ得意なもの同士が連携して指定管理を行う事例も多く見られる。大きな施設では管理にも専門性が必要になるので、そういった方式がよいのかもしれない。

また、指定管理は、行政を代行する訳なので、行政職員と同様の知識が求められ、責任も問われる。非常に大変ではあるが、住民や NPO が数年間指定管理を行うと蓄積されるものは大きい。施設を使って地域づくりを進めるのも大きな効果だ。

また、指定管理の費用の設定も重要で、費用次第で民間が入れるか、どんなソフト事業ができるかが決まる。事例集の吹田市の亥の子谷のように、住民が作ったコミュニティ協議会が非常にがんばっている例もあるので参考にしてほしい。こういうものができる地域全体が活性化し、何かやりたい住民がそこに行くと自分にあつたやりたいことが見つかるようだ。

管理運営については今日の意見を踏まえて、次回の懇話会で整理していきたい。施設の数についても、新しいデータを踏まえてもう少し絞り込めたらと思う。

3. その他

第 4 回検討懇話会は、10 月 25 日（金）午後 6 時 30 分から、教育文化会館 4 階の第 3 会議室にて開催するとの報告があった。

4. 閉会